

名古屋城本丸御殿復元工事支払い(予算ベース)

(単位:千円)

	御殿本体工事の 出来高予定額	国補助金	県補助金	名古屋市負担額 (出来高予定額－国 補助金－県補助金)
H20年度	32,000	16,000		16,000
H21年度	319,000	132,000	32,400	154,600
H22年度	504,000			
H23年度	997,000			
H24年度	1,700,000			
H25年度	883,000			
H26年度	1,000,000			
H27年度	2,042,000			
H28年度	886,000			
H29年度	2,609,500			

10,972,500

全体額は129億4500万円。

うち、平成21～29年度債務負担行為額 129億1300万円。

現在の名古屋市の説明

総事業費 約150億円

- (事業費) ○ 本体工事 約110億円
 工期:平成20～29年度 (平成20年12月契約済)
- 追加工事等 約20億円
- 障壁画復元模写等 約20億円
 期間:平成4～39年度(予定)
 (1,330面計画、平成20年度末328面完成)
- (財源) ○ 国・県からの補助金 約50億円(予定)
- 寄附金 約50億円
 (平成20年度末現在 4,021,124千円/13,540件)
- 市税等 約50億円

都市公園法29条

国は、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、地方公共団体に対し都市公園の新設又は改築に要する費用の一部を補助することができる。

都市公園法施行令31条

法第二十九条の規定による国の地方公共団体に対する補助金の額は、都市公園の新設又は改築に要する費用のうち、次に掲げる公園施設の新設、増設又は改築に要する費用にあつては当該費用の額に二分の一を乗じて得た額とし、都市公園の用地の取得に要する費用にあつては当該費用の額に三分の一を乗じて得た額とする。

六 教養施設のうち、次のイ又はロのいずれかに該当するもの

イ 自然生態園、野鳥観察所、動植物の保護繁殖施設、野外劇場、野外音楽堂、体験学習施設その他これらに類するもの

ロ 古墳、城跡、旧宅その他の遺跡及びこれらを復原したもので歴史上又は学術上価値の高いもの(地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律第八条に規定する認定歴史的風致維持向上計画に同法第五条第二項第三号ロに掲げる事項としてその新設又は改築が定められたものに限る。)